

一般社団法人日本建設機械レンタル協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本建設機械レンタル協会（略称「レンタル協」、英文名 JAPAN CONSTRUCTION MACHINERY RENTAL ASSOCIATION 略称「JCRA」。以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(ブロック)

第3条 本会の事業を推進するため、理事会の議決を経て、必要な地にブロックを置くことができる。

2 ブロックに関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が細則に定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、建設機械器具賃貸事業に関する調査、研究を行うとともに、建設機械器具の技術開発を促進し、もってわが国建設産業と建設機械器具賃貸業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建設機械器具賃貸業に関する調査、研究
- (2) 建設機械器具賃貸業に関する行政施策の協力
- (3) 建設機械器具賃貸業に関する構造改善の推進、指導等に関する事業
- (4) 建設機械器具の賃貸業に関する適正な流通施策の調査、研究
- (5) 建設機械器具の技術開発及びその推進に関する事業
- (6) 可搬形発電機整備技術者の資格認定及び登録に関する事業
- (7) 建設機械レンタル管理士の資格認定及び登録に関する事業
- (8) 建設機械レンタル業者登録制度の認定及び登録に関する事業
- (9) 建設分野特定技能外国人の受入れに関する事業
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国及び海外で行う。

第3章 会 員

(会員の種別)

第6条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 建設機械器具賃貸業を営む者で、本会の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者（以下、「入会申請者」という。）は、会長が別に定める入会申込書により、入会申請者の事業所を管轄するブロックを經由して、会長に申請しなければならない。

- 2 会長は、入会申請者について審査し、適正と認められた場合には当該入会申し込みを承認のうえ、理事会に報告するものとする。
- 3 会長は、入会申請者の審査等について、入会申請者の事業所を管轄するブロックに行わせることができる。
- 4 団体たる会員にあつては、団体の代表者として本会に対してその権利を行使する者（一人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 5 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(会費)

第8条 この法人の事業活動に経済的に生じる経費に充てるため、正会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は返還しない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員及び賛助会員は、会長が別に定める退会届を、当該会員の事業所を管轄するブロックを經由して会長に提出し、会長の審査及び承認を得たうえで、任意に退会することができる。

- 2 会長は、退会しようとする者（以下、「退会申請者」という）の審査等について、退会申請者の事業所を管轄するブロックに行わせることができる。

3 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の議決により除名することができる。この場合においては、その会員に対しあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の会員としての義務に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ又は設立の趣旨に反する行為のあったとき。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- 一 理事 28名以上48名以内
 - 二 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、3名以上6名以内を副会長、10名以上16名以内を常任理事、1名を専務理事、1名を常務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。
 - 4 役員に関して必要な事項は、理事会の議決を経て会長が細則に定める。

(選任等)

第13条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 理事及び監事は正会員（指定代表者）の中から選任するものとする。ただし、理事のうち18名以内、及び監事のうち1名については、正会員以外の者から選任することができる。
- 3 会長、副会長、常任理事、専務理事及び常務理事は、理事会の議決によって理事の中から選任する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常任理事は、会長、副会長を補佐し、本会運営の基本的事項について協議する。
- 5 専務理事は、会長の命を受けて業務を分担執行する。
- 6 常務理事は、専務理事を補佐し、業務を分担執行する。
- 7 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の

調査をすることができる。

3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期等)

第16条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第17条 理事及び監事は、総会の議決によって解任することができる。

(役員報酬等)

第18条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給できるものとする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 役員報酬及び費用に関して必要な事項は、総会の議決により別に定める。

(責任の一部免除)

第19条 本会は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の議決によって、賠償責任額から法令に定める最低責任賠償額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 顧問、相談役及び参与

(顧問、相談役及び参与)

第20条 本会に、顧問2名以内、相談役5名以内、及び参与30名以内を置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の重要事項について、会長の諮問に応じる。

4 相談役は、本会の基本的事項について、会長の諮問に応じる。

5 参与は、本会の運営事項について、理事会の諮問に応じる。

6 顧問、相談役及び参与の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

7 顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うに必要な費用を支給することができる。

8 顧問、相談役及び参与の職務を行うに必要な経費に関する事項は、総会の議決により別に定める。

第6章 総会

(種別)

第21条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成し、賛助会員は総会に出席し意見を述べることができる。
2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第23条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 役員等の報酬及び費用に関する規程
- 四 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第24条 通常総会は、事業年度終了後3月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の決議をしたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、総会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席できない正会員が書面によって議決権を行使できることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

3 総会に関して必要な事項は、理事会の議決を経て会長が細則に定める。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のうちから選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第28条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使等)

第29条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として、表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 第1項の場合、正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議長が出席正会員の中から指名する2名の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は次の職務を行う。

- 一 本会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 第13条第3項に定める理事の選任及び解職

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 法人法に基づき監事から召集の請求があったとき又は監事が召集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、法人法の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会に関し必要な事項は、理事会の議を経て会長が細則に定める。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席

し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 常任理事会

(構成)

第38条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事、専務理事及び常務理事をもって構成する。

(権能)

第39条 常任理事会は、次の事項を議決する。

(1) 本会運営の基本的事項のうち理事会の決議に基づき委任された事項

(2) 理事会に付議すべき事項

2 常任理事会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が細則に定める。

(種類及び開催)

第40条 常任理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 常任理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第41条 常任理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときには、その日から14日以内に臨時常任理事会を招集しなければならない。

3 常任理事会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が細則に定める。

(議長)

第42条 常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第43条 常任理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第44条 常任理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、記名及び押印する。

第9章 委員会

(委員会)

第45条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会への報告をもって委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。
- 3 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 資産及び会計

(資産の構成)

第46条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第47条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(経費の支弁)

第48条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第49条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、通常総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(暫定予算)

第50条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じ収入、支出する

ことができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第51条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時総会に提出しなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 六 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第52条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金)

第53条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

(事業年度)

第54条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第55条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第56条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第57条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第13章 事務局

(事務局)

第59条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第53条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は角口賀敏、業務執行理事は江口浩市とする。
- 4 社団法人全国建設機械器具リース業協会の諸規程等は、一般社団法人日本建設機械レンタル協会の諸規程等として引き継ぐものとして、法人格の表記は読み替えるものとする。

○平成25年4月1日施行（設立の登記の日）

○平成27年5月26日一部改正（第3回定期総会承認）

○平成28年5月25日一部改正（第4回通常総会承認）

○平成30年5月24日一部改正（第6回通常総会承認）

○令和 3年5月21日一部改正（第9回通常総会承認）

○令和 5年5月23日一部改正（第11回通常総会承認）